

大牟田市排せつケア相談員養成研修受講規定

大牟田市は、大牟田市排せつケア相談員養成研修（以下「研修」とする。）における受講生の受講および修了要件について、以下のとおり規定する。

1 研修の出席

- (1) 受講生は、大牟田市が別に示すスケジュールに掲載される研修に出席しなければならない。
- (2) 研修の欠席は、原則として認めない。
- (3) 受講生は、やむを得ない事由により研修を欠席する場合は、速やかに所属長を経て事務局に欠席届（別記様式第1号）を提出しなければならない。
- (4) 欠席した場合については、原則、欠席した研修を翌年度に受講しなければならない。なお、翌年度までに全研修を受講できない場合は、修了を認めないこととする。
- (5) 受講生は、研修修了後においても市のコンチネンスケア推進事業やフォローアップ研修、症例検討会、スキルアップ研修等に参加するなどして、自身のスキルアップに努めなければならない。

2 事前課題の提出

受講生は、研修期間において以下の①～⑤の事前課題を、事務局に所定の記録用紙や電子記録で提出しなければならない。①～⑤までの事前課題が、15回目の本研修修了日前日までに提出できない場合は、「修了不可」とする。

- ① オムツ体験レポート（第2回目受講時に提出）
- ② 排尿日誌（第3回目の受講時に提出）
- ③ 排便日誌（第5回目の受講時に提出）
- ④ 自施設内での排せつケア事例（第15回目の受講時に提出。既定の事例概要まとめ以外に、可能な限り事例の排尿日誌・排便チェック表等を記録して添付する）
- ⑤ 自施設の排せつケアの課題と今後の排せつケア推進アクションプラン（第18回目の修了者発表会時に発表する）

3 個人情報の保護

受講生は、個人情報保護の重要性を認識し、この研修に当たって個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。また、受講生は、研修において知り得た個人情報を第三者に漏らしたり、他の目的に使用してはならない。この研修を修了、又は研修を途中で受講できなくなった場合などにおいても同様とする。

受講生は、これらの実施を誓約するための誓約書（様式第2号）を大牟田市に提出するものとする。

4 認定更新制度

介護・医療分野は、治療やケアが日々進歩しており、情報のアップデートも必要である。「排せつケア相談員」は市が認める資格としているため、相談員のアセスメントやケアの水準確保とスキルアップを図るために、5年ごとの認定更新制度を設けるものとする。

修了証の年度の翌年度から5年目の2月に認定更新に関わる書類を市に提出し、更新が認められた者は、「排せつケア相談員」として市からその年度の3月に資格更新の認定を受けるものとする。

相談員は5年間の間に、年間単位取得一覧（様式第3号）に基づき、15単位取得しなければ更新は認められない。しかしながら、様々な事情により5年間で15単位を取得できない場合は、延長届け（様式第6号）を認定更新書類提出締切までに提出すれば、1年間の更新手続きの延長を認めることとする。この延長届けは、3回までの猶予とする。

尚、更新認定については、本事業を所管する福祉課総合相談担当の課長・主査・事業担当者からなる排せつケア相談員認定委員会を開催し、諮ることとする。

更新が認められたものには、認定更新証を発行する。

5 その他

相談員認定後は、市のホームページや大牟田市介護サービス事業者協議会の広報誌等に掲載する。

付則

この規定は、令和5年5月24日から施行する

この規定は、令和8年6月18日から施行する